

広島県告示第二百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十二年四月八日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

大和福富線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
東広島市福富町久芳字砂走四七一番三地先から 東広島市福富町久芳字岡鼻二九九番六地先まで	新	旧	九・七〇〇〃 二・〇〇〇〃	三三八・〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 メートル
	旧	新	一〇・〇〇〇〃 三四・〇〇〃	三三八・〇〇	
東広島市福富町久芳字岡鼻二九〇番三地先から 東広島市福富町久芳字岡鼻二九〇番六地先まで	新	旧	一一・〇〇〇〃 二二・四〇〇〃	四五・〇〇	幅員減少 不用物件延長 メートル
	旧	新	四・八〇〇〃 七・六〇〇〃 一〇・〇〇〇〃 三一・四〇〇〃	一一三・〇〇 一一六・〇〇	
東広島市福富町久芳字岡鼻二四三番六地先から 東広島市福富町久芳字岡鼻二四三番六地先まで	新	旧	七・七〇〇〃 三・〇〇〇〃	一一六・〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 メートル
	旧	新	四・〇〇〇〃 三・〇〇〇〃		

東広島市福富町久芳字寺山一〇四番一地先か ら 東広島市福富町久芳字寺山一〇四番一地先ま で	
新	旧
一三・八〇 二四・〇〇	二二・二〇 二九・五〇
四六・〇〇	四六・〇〇
幅員減少 不用物件延長 四六・〇〇 メートル	